平成25年5月9日

各　位

会　社　名　　株式会社カカクコム
代表者名　　代表取締役社長　田中　実
（コード番号：2371　東証第一部）
問い合せ先　　専務執行役員管理本部長　平井　裕文
Ｔ　Ｅ　Ｌ　　03－5725－4554

「内部統制システム構築の基本方針」一部改正に関するお知らせ

当社は、平成25年5月9日開催の取締役会におきまして、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改正することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

（下線部は改正箇所）

１．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

（１）当社は、適正且つ健全な経営を実現するべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会規範・倫理等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。

また、その徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同本部を中心に役職員教育等を行う。内部監査室は、管理本部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。

（２）当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、外部の専門家と連携して、毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対応し、一切の関係を持たない。また、不当・不法な要求には応じず、利益供与は行わない。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役は、文書取扱規程に従い、取締役の職務執行または取締役が使用人を用いて職務執行する場合の使用人の行為に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役、監査役及び内部監査室は、文書取扱規程により、これらの文書等を閲覧できるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスならびに情報セキュリティに係るリスクについては、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は法務室及び情報セキュリティ室が行うものとする。新たに生じた重要なリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役・使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ＩＴを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューして、改善を促すことを内容とする、全社的な業務効率化を実現するシステムを構築するものとする。

５．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社管理本部はこれらを横断的に推進し、管理するものとする。グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について、当社との事前協議を行うものとする。

また、当社の内部監査室が必要に応じて子会社の内部監査を実施する。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

なお、監査役が要請を行った時は、代表取締役社長との間で意見交換を行い、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役専任スタッフを置くものとする。代表取締役社長は、その人事異動及び考課について、事前に監査役との間で意見交換を行い、監査役の了承を得るものとする。

７．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、可及的すみやかに報告する体制を整備するものとする。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定するものとする。

８．その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室より随時内部監査報告を受け、また監査法人と適宜協議をするものとし、必要に応じて取締役と意見交換を行うものとする。

以　上